

目次

設計編	10
(5) 路外駐車場.....	234
1 路外駐車場.....	235

設計編

(5) 路外駐車場

1 路外駐車場

[基本的考え方]

障がい者が自己の日常生活の外出手段として最も便利なのが自動車である。したがって、どの駐車場についても障がい者用のスペースを配慮する必要がある。また、障がい者自身が運転する場合と、介護者付きで同乗する場合とがあり、両方に対する配慮が必要である。

なお、ここでは、建築物に付属せず単独で設けられる駐車場で、建築物とならないものを対象としている。

[整備基準]

- 1 障がい者のための駐車スペースを1以上設けること。
- 2 障がい者のための駐車スペースは、次に定める構造とすること。
 - (1) 幅は、3.5m以上とすること。
 - (2) 出入口（自動車のみの用に供するものを除く。以下この表において同じ。）に近い位置に設けること。
 - (3) 障がい者のための駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。
- 3 駐車スペースから出入口までの通路の構造は、高齢者、障がい者等に配慮したものとする。

整備基準の解説		ポイント
(1) 駐車スペースの設置	路外駐車場には、障がい者用駐車スペースを1以上設けることとする。 なお、機械式駐車施設など特殊な装置のみを用いる路外駐車場にあっては、その構造上、本項の適用は除外される。	
(2) 駐車スペースの構造	<p>障がい者用駐車スペースは、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース（幅140 cm以上）を見込んだものである。</p> <p>駐車場の出入口にできるだけ近い位置に、障がい者が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。</p> <p>障がい者用駐車スペースは、一般用駐車スペースと区分するため、駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示するか、又は車止め付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。</p> <p>障がい者用駐車スペースに、一般の自動車が駐車されるのを避けるため、その旨の表示をする。</p> <p>駐車場の進入口には、障がい者用駐車スペースが設置されていることがわかるように標識を設けることとし、駐車場の入口から障がい者用駐車スペースに至るまでの誘導用の標識を設ける。</p> <p>床面又は地面は、車いすでの移乗に配慮し、できる限り水平にする。</p>	1/100 程度の水こう配は許容
(3) 通路	障がい者用駐車スペースから「その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口の通路の有効幅は、車いすと人が最低限すれ違い、松葉杖使用者	

その他の注意事項	<p>が円滑に通行できる 120 cm以上確保することが必要である。</p> <p>障がい者用駐車スペースから「その他の出入口」の駐車場へ通ずる出入口への通路に段差を設けないことや、表面を滑りにくい仕上げとすることなどについての考え方は「建築物編 敷地内の通路」と同様である。</p> <p>発券所等は、曲がり角や傾斜路に設けないように計画するなど高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう配慮したものとする。</p>	
----------	--	--

誘導基準（望ましい基準）		ポイント
<p>(1) 駐車スペースの設置</p> <p>(2) 駐車施設の構造(幅)</p> <p>その他の注意事項</p>	<p>障がい者用駐車スペースの数は、全駐車台数が 200 以下の場合にあっては、当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては、当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とする。</p> <p>車体スペースの両側に 140 cm以上の乗降用スペースを設ける。</p> <p>複数台分のスペースを設ける場合は、2 台以上分のスペースを並べて設ける。</p> <p>障がい者用駐車スペースの奥行きは、後部トランクの利用等にも配慮し、6m 以上とする。</p> <p>障がい者用駐車スペース及び障がい者用駐車スペースからの出入口への通路に屋根又は「ひさし」を設ける。</p> <p>見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。</p>	